

新型コロナウイルス感染症対策のための  
学校の臨時休業に関する意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
経 済 産 業 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

こうした中、政府は、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休業を要請したところである。

しかしながら、突然の臨時休業により、学校現場では、保護者が昼間家庭にいない子供たちの居場所の確保や、不安を覚える子供たちへの心理面のサポート、行事の中止に伴う経済的損失の補償等の課題が生じている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業を円滑に実施するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 放課後子供教室の開設時間の延長に対する必要な財源を確保すること。
- 2 臨時休業期間中の家庭学習を支援するためのeラーニング用教材を更に充実すること。
- 3 子供たちの心のケアを行うスクールカウンセラーや、家庭への支援を行うスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置に係る財政措置を行うこと。
- 4 学校給食の休止に伴い損失を受ける地方公共団体や関連事業者及び学校の臨時休業により影響を受ける取引事業者に対する十分な補償を行うこと。
- 5 海外研修・修学旅行や学校行事等の中止や延期に伴うキャンセル料等に対して補填措置を講ずること。